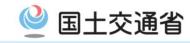
## 「宅地建物取引業法の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布)概要



背景

- 〇我が国の既存住宅流通シェアは、欧米諸国(約70~90%)と比較して極めて低い水準(14.7%)。
- 〇既存住宅の流通促進は、既存住宅市場の拡大による経済効果、ライフステージに応じた住替え等による豊かな住生活の実現等、大きな意義がある。

#### 1. 既存建物取引時の情報提供の充実

- ▶既存建物取引時に、購入者は、住宅の質に対する不安を抱えている。
- ▶一方で、既存建物は個人間で売買されることが多く、一般消費者である売主に広く情報提供や瑕疵担保の責任を負わせることは困難。

不動産取引のプロである宅建業者が、専門家による建物状況調査(インスペクション)※の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備

#### 【取引フロー】

申 売却/購入申込み ①媒介契約締結

契約手続

②重要事項説明

インスペクション実施

③売買契約締結

物件の引渡し

#### 【新たな措置内容】

#### ①媒介契約締結時

宅建業者がインスペクション業者のあっせんの可否を示し、媒介依頼者の意向に応じてあっせん

#### ②重要事項説明時

宅建業者がインスペクション結果を買主に対して説明

#### ③売買契約締結時

基礎、外壁等の現況を売主・買主が相互に確認し、その内容を宅建業者から売主・買主に書面で交付

#### 【期待される効果】

- インスペクションを知らなかった消費者の サービス利用が促進
- ・建物の質を踏まえた購入判断や交渉が可 能に
- ・インスペクション結果を活用した既存住宅 売買瑕疵保険<sup>※</sup>の加入が促進
- ・建物の瑕疵をめぐった物件引渡し後のトラ ブルを防止



- ⇒ 建物の基礎、外壁等に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化 事象・不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの。
- ※ 既存住宅売買瑕疵保険
- ⇒ 既存住宅に瑕疵があった場合に修補費用等を保証する保険。水平器による柱の傾きの計測



クラックスケールによる 基礎のひび割れ幅の計測

#### 〇成果指標

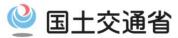
- ・既存住宅流通の市場規模4兆円(H25) ⇒ 8兆円(H37)
- ・<u>インスペクションを受けた既存</u> 住宅売買瑕疵保険の加入割合 5%(H26) ⇒ 20%(H37)

#### 2. 不動産取引により損害を被った消費者の確実な救済

不動産取引により損害を被った消費者を確実に救済するため、営業保証金・弁済業務保証金による弁済の対象者から宅地建物取引業者を除外。

#### 3. 宅地建物取引業者の団体による研修

業界団体に対し、従業者への体系的な研修を実施するよう努力義務を 課す。



※「既存住宅インスペクション・ガイドライン」(平成25年6月国土交通省公表)に基づき作成

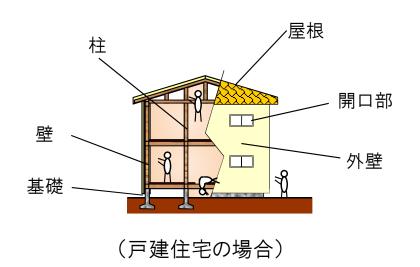
### インスペクション

専門的な知見を有する者が、建物の基礎、外壁等の部位毎に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化事象及び不具合事象の状況を目視、計測等により調査するもの。

#### インスペクションの対象部位の例

構造耐力上の安全性や雨漏り·水漏れ等の 観点から以下のような部位の劣化事象等を調査。

- ①構造耐力上主要な部分:基礎・壁・柱 等
- ②雨水の浸入を防止する部分:屋根・外壁・開口部 等

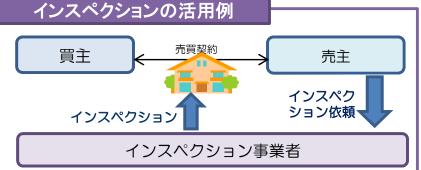


# インスペクションのイメージ





タラックスグールによる <u>基</u>礎のひび割れ幅の計測



検査料金: 4. 5万~6万円程度(通常、依頼主である売主が負担) 検査時間: 2~3時間程度

#### 【調査結果に係る留意事項】

- ●瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものではない。
- ●報告書の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではない。
- ●建築基準関係法令等への適合性を判定するものではない。